

別表1 融資対象外の業種

- 1 農業（製造加工設備を有する荒茶・仕上茶製造、菌床栽培方式による生産で一定の生産設備を有するきのこ製造業、苗床栽培方式による生産で一定の生産設備を有するかいわれ大根製造業、製造加工設備を有するもやし製造業、製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業、人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業、畜産サービスのうちで鉄修理業、家畜貸付業を除く。なお、養鶏業は担保付で融資対象とする。）
 - 2 林業（素材生産業、素材生産サービス業、製造加工設備を有する製薪炭・薪請負製造・炭焼き請負・炭賃焼を除く。）
 - 3 漁業（養殖から加工までを一貫作業として行っている真珠養殖業を除く。なお、真珠養殖業は担保付で融資対象とする。）
 - 4 金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
 - 5 「製造業」、「小売業」のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ポルノショップ、ポルノビデオショップ）、同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業（通信販売）
 - 6 飲食店のうち、風営法第2条第1項第1号～5号に規定する風俗営業の許可を受けているもの（食事の提供を主目的とするもの並びに社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのないもので、衛生水準を高め及び近代化を促進するものを除く。）
 - 7 「旅館業」のうち、風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーテル等）
 - 8 「特殊浴場業」のうち、風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ソープランド）
 - 9 「他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）
 - 10 「娯楽業」のうち、風営法第2条第6項第2号（ファッションヘルス）、第3号（ストリップ劇場）及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ポルノ映画館、ポルノビデオ室）、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業（出張ヘルス）並びに同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業
 - 11 競輪、競馬等の競走場、競技団
 - 12 その他の遊技場のうち、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
 - 13 「娯楽に附帯するサービス業」のうち、競輪・競馬等予想業
 - 14 「物品賃貸業」のうち、風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ポルノビデオレンタル）
 - 15 「その他の専門サービス業」のうち、興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行なうものに限る。）
 - 16 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く。）、経営コンサルタント（法律の規定に基づく資格を有するものが行なう業を除く。）
 - 17 宗教
 - 18 政治、経済、文化団体
 - 19 その他信用保証を付する対象として不相当と判断される業種
- ※その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、取扱に変更等がある場合は、各規程に基づき取り扱うものとする。